

施策	12 子育て支援の充実		
事業名	母子保健・養育医療給付事業	担当課	保険年金課

事業の概要

目標対象者概要	未熟児の健康の保持及び増進を図るため、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し養育医療給付に要した医療費総額のうち、健康保険から給付される分(約8割相当)を除く、健康保険自己負担の範囲内で、徴収基準月額をもとに一部負担金を控除した額を助成する。
---------	---

指標の推移

事業の指標		単位		H28	H29	H30	H31	H32
1	0歳以下人口	人	予	645	671			
			実	641				
2	一人あたり助成額(母子保健・養育医療給付)	円/人	予	263,254	250,000			
			実	237,819				
3	-		予					
			実					

事業の評価

指標の状況	今後、0歳以下人口の減少に伴い、対象者も減ると予想される。
総合評価	養育のため医療機関に入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行った。自己負担金の徴収に関して時間を要しており、事務の見直しが求められる。
今後の方向性	現状維持 近隣市町村の状況を調査し、自己負担金徴収の見直しを図るとともに、費用対効果を勘案しながら一部事務のアウトソーシング導入を検討する。

事業費(決算額)・財源

		H28当初予算	H28決算	H27決算	増減
事業費(決算額) (千円)		1,010	2,515	1,358	1,157
財源内訳	一般財源 (千円)		866	0	866
	国府支出金 (千円)		1,413	1,187	226
	地方債 (千円)		0	0	0
	その他特定財源 (千円)		236	171	65